

1. 災害のため緊急を要するとき

2. 自家用有償旅客運送

(1)交通空白地有償運送

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送

(2)福祉有償運送

乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者(特定非営利活動法人等が行う場合にあつては、名簿に記載されている者)及びその付添人の運送

身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介護者、要支援者、その他の障害を有する者

3. 公共の福祉を確保するためにやむを得ない場合

- ・自らの施設への送迎(幼稚園・学校等)
- ・4条(福祉輸送事業限定)または43条(特定)と契約するヘルパー等による運送

市町村・特定非営利活動法人
・一般社団法人・一般財団法人
・認可地縁団体・農業協同組合
・消費生活協同組合・医療法人
・社会福祉法人・商工会議所
・商工会・権利能力なき社団が行う

運輸支局
等の登録
が必要

運輸支局
の許可が
必要

自家用有償旅客運送(登録)

概要

□ 過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域住民の生活に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて有償で輸送できることとする制度。

種類

住民等のための「自家用有償旅客運送」 (交通空白地有償運送)

実施団体数：
市町村が運送主体 (489団体)
NPO法人等が運送主体 (181団体)
※全国1,741市町村の内572市町村で実施
(令和4年3月31日時点)



身体障害者等のための「自家用有償旅客運送」 (福祉有償運送)

実施団体数：
市町村が運送主体 (101団体)
NPO法人等が運送主体 (2,369団体)
(令和4年3月31日時点)



※平成27年4月より、事務権限（登録、指導・監督）の市町村長等への移譲（手上げ方式）を開始。
平成31年4月1日現在、事務・権限の移譲先として19自治体（8県、11市区町村）を指定済み。

登録等

登録要件

- ① バス、タクシーによることが困難、かつ、
- ② 地域の関係者（※）により「地域住民の生活に必要な輸送」であるとの協議
※地域住民、地方公共団体、NPO、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、地方運輸局又は運輸支局等
- ③ 必要な安全体制の確保（運行管理・整備管理の責任者を選任等）

有効期間

2年（重大事故を起こしていない場合等は3年）
※事業者協力型自家用有償旅客運送は5年

指導・監督

上記③について、必要に応じ、監査等を実施。さらに是正命令や登録取消等の処分を実施。

登録等

運転者

- ・ 2種運転免許保有
又は
- ・ 1種運転免許保有 + 自家用有償旅客運送の種別に応じた大臣認定講習の受講

旅客の範囲

交通空白地有償運送

- ・ 地域住民
- ・ 観光旅客その他の当該地域を来訪する

福祉有償運送

※以下に掲げる者のうち、他人の介助によらず移動することが困難で、単独では公共交通機関を利用することが困難な者及びその付添人

- ・ 身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介護者、要支援者、基本チェックリスト該当者、肢体不自由その他の障害を有する者

運送の対価

- ・ 実費の範囲内であると認められること
- ・ 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること
- ・ 営利目的とは認められない妥当な範囲内であり、かつ、協議が調っていること

登録手続き

①地域における関係者の協議



②道路運送法に基づく登録